

単位互換の在り方について

単位互換の在り方

- (1) 単位互換制度
- (2) 単位互換制度の現状と課題
- (3) 単位互換制度の論点
- (4) 単位互換の多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応
- (5) 教育課程上の位置づけに応じた単位認定の基準と方法
- (6) 単位互換と「自ら開設」の原則との関係
- (7) その他の論点

地域における質の高い高等教育機会の確保のための方策 —特に連携(単位互換制度と「自ら開設」の原則との関係)について—

平成29年8月23日 大学分科会 (第137回) ・
将来構想部会 (第4回) 合同会議 資料5 (抜粋)

今後の課題について

今後、18歳人口が減少することを踏まえ、高等教育全体の規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保について検討する必要がある。

前回の将来構想部会で平成45年度の推計をお示した通り、地域によって将来の大学進学者数や入学定員充足率、県外への流出・県内への流入の割合、国公私との割合等が異なっていると同時に、地方の私立大学ほど厳しい経営状況に陥る傾向にあるなど、地域によって高等教育の置かれている状況も異なっている。

各地域において、2040年頃においても、質の高い高等教育機関が存在し、希望する者が適切にアクセスできる機会を確保するために議論が進められることは、進学希望者のみならず、地域の発展にも重要である。そのために、各大学の教育資源と現代のテクノロジーを最大限に活用する観点から、今後、連携方策を多様化し更なる連携を進めるとともに、統合方策についても検討する必要があるのではないか。

【連携に係る現状の課題例】

- 連携の多くが同地域内留まっている。
- 資格に関する科目については、課程認定やコアカリキュラムの関係から、受講者が少なくても設置する必要がある。
- **全ての科目を自大学で開設することが設置基準上の原則となっている。これは、単位互換等をする際も同様で、相当程度の同等性のある科目を自大学で開設することが前提となっている。**
- 教員は一つの大学に限り専任となることが原則となっている。

(1) 単位互換制度

大学は、学生に対する教育を実施する際に、すべての局面にわたって責任を有すべきことは当然であるものの、教育内容の充実に資するため、学生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合等、一定の範囲内で自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる単位互換制度が設けられている。

大学院

単位互換における単位の上限数 : 10単位

〔 修了要件としての修得単位 : 30単位 〕

【参考】

- ①単位互換における単位の上限数 : 10単位
(留学等の場合を含む)
- ②入学前に他大学において修得した : 10単位
単位の認定の上限数
- ③研究指導委託の制度を有する
(修士課程においては、1年を超えない範囲)

大学

単位互換における単位の上限数 : 60単位
(大学設置基準第28条)

〔 卒業要件としての修得単位 : 124単位
(医学・歯学・薬学・獣医学に関する学科を除く) 〕

【参考】

- ①単位互換における単位の上限数
(留学等の場合を含む)
 - ②大学以外の教育施設等における
学修による単位の上限数
 - ③入学前に他大学において修得した
単位等の認定の上限数
- 合わせて
60単位

(2) 単位互換制度の現状と課題

【現状】

- 国内大学との単位互換制度を実施している大学は**全体の83.0%(平成27年度)**に達している。
- 複数大学でコンソーシアムを形成し共同開設した授業科目を履修した場合に各大学において単位認定するような運用や、放送大学と協定を締結し放送大学の提供する授業科目を履修した場合に各大学において単位認定するような運用が行われている。

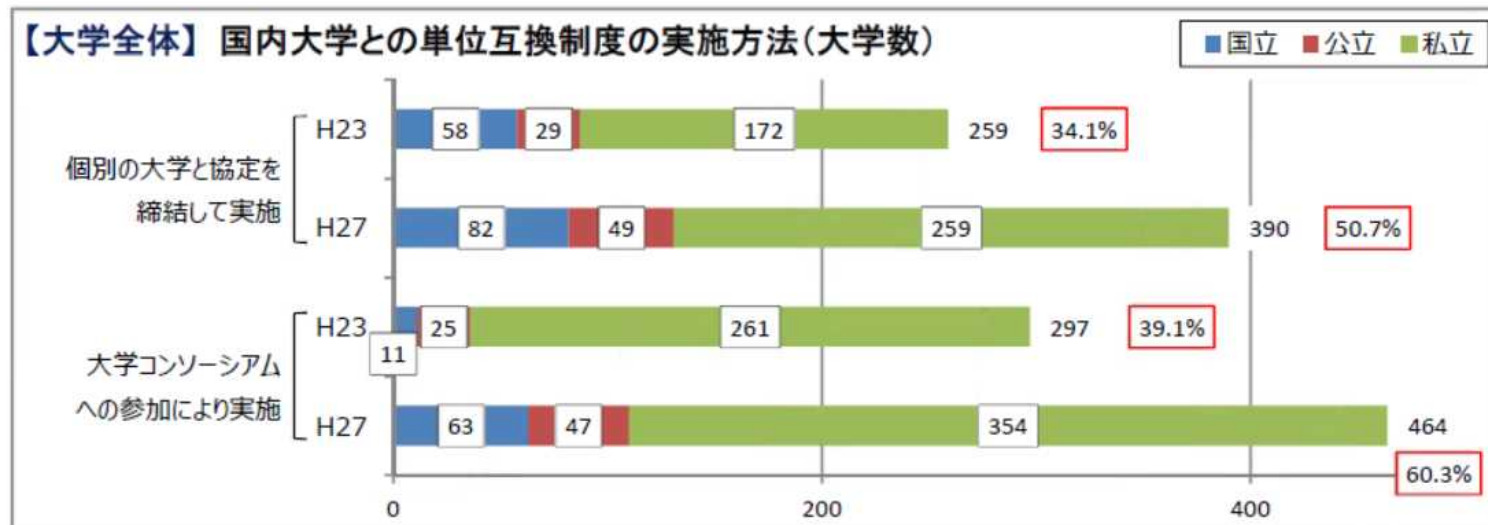
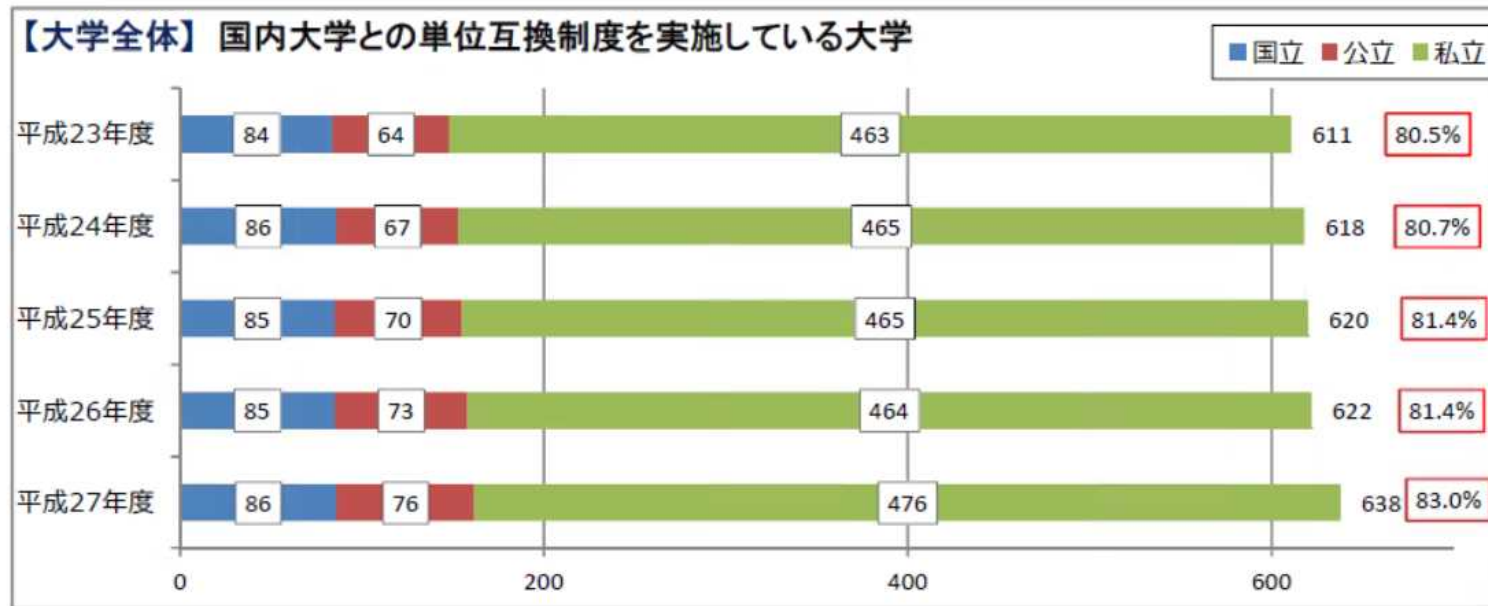
【課題】

- 単位互換の制度に係る趣旨や留意事項が示されているものの、
 - ✓ 教育課程をどのように編成するか、
 - ✓ 単位互換制度を活用するか否か、
 - ✓ どのような場合に単位認定するか、

などの具体的な運用は、**各大学の判断に委ねられており、大学によって単位互換制度に対する認識や運用の幅に差がある**ことから、体系的な教育課程を担保しつつ、大学間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図るという趣旨を踏まえた単位互換が十分な水準で実現できていないような場面が生じている懸念がある。

<国内の大学との単位互換制度>

○国内の大学との単位互換制度を実施している大学



(3) 単位互換制度の論点

【単位互換を柔軟に認めることの有用性】

- 放送大学を含む各大学間における単位互換制度の活用や、その延長上にある大学コンソーシアムの活用は、教育資源の有効活用、教育内容の豊富化、多様な教育ニーズへの対応等の観点からは、有用性があると考えられるのではないか。
- ICT技術の向上により、遠隔地であっても効率的かつ効果的な学習が可能となってきた点も考慮する必要があるのではないか。

【単位互換を柔軟に認めた際の課題】

- 単位互換制度の濫用により、
 - ✓ 卒業に必要な単位数を自開設の授業だけでは取得できない、
 - ✓ 必修科目や専門科目を自ら開設しない、

等不適切な運用が行われることも懸念される(大学において必要な授業科目を「自ら開設」との規定(大学設置基準第19条)は、過去に一部の大学で発生した、必要な授業科目を系列の資格試験予備校に丸投げしていたということを受けて設けられたという点にも留意)

- 大学間連携の促進や教育改革のためのツールとして適切かつ積極的な運用が行われるよう、次の各観点から検討を実施

- ① 単位互換協定と多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応
- ② 教育課程上の位置づけに応じた単位認定の基準と方法
- ③ 単位互換と「自ら開設」の原則との関係

(4) 単位互換の多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応

【沿革】

- 単位互換制度の創設時は自大学と特定の他大学との“バイの関係”で単位互換協定を締結し、事前に計画された範囲で行われる単位互換を想定

「大学は、実施にあたっては、あらかじめ当該他大学との間に、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとすること。」（昭和47年の通達）

【現状】

- ICT技術の発達により**遠隔地にある大学等の授業科目を履修する事例の増加**や個々の学生の意欲や関心に応じた**多様な学修へのニーズの高まり**により**単位互換の可能性のある学修の全てを事前に協定として計画することは困難**になっている。
- 複数大学間でコンソーシアムや大学連合を構成して、参加大学の学生の各参加大学が開設する授業科目の履修を可能とし、各参加大学で相互に単位互換を認める“**マルチの関係**”での**単位互換**が行われている。



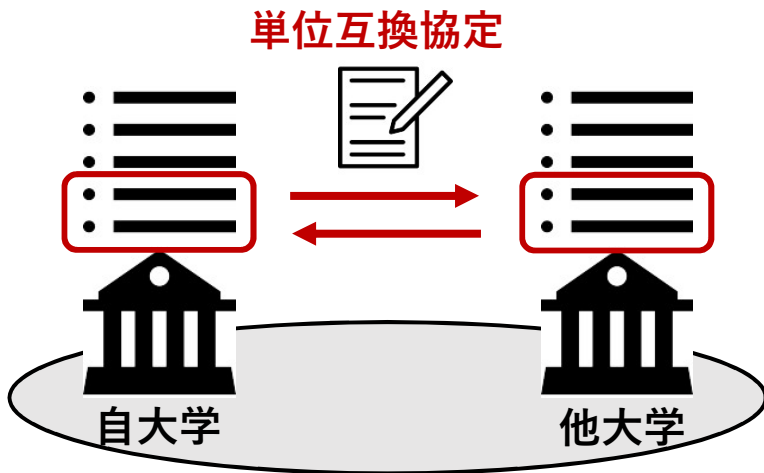
【単位互換協定で事前に予定されていなかった学修に係る単位認定】

- 今後各大学の持つ資源を最大限有効に活用するためにも、**単位互換協定で事前に予定された学修でなくても、学生の申請に応じて、各大学の教務委員会や教授会として適当と認めた場合には単位認定をすることは差し支えない**との解釈を明示すべきではないか。
- その場合であっても、他大学の授業科目を履修する場合には事前に教務課に相談すべきことや**教務委員会や教授会の判断によっては単位認定がなされない場合もある**ことなどについて学内規則等において取扱いを明確にしておくべきではないか。

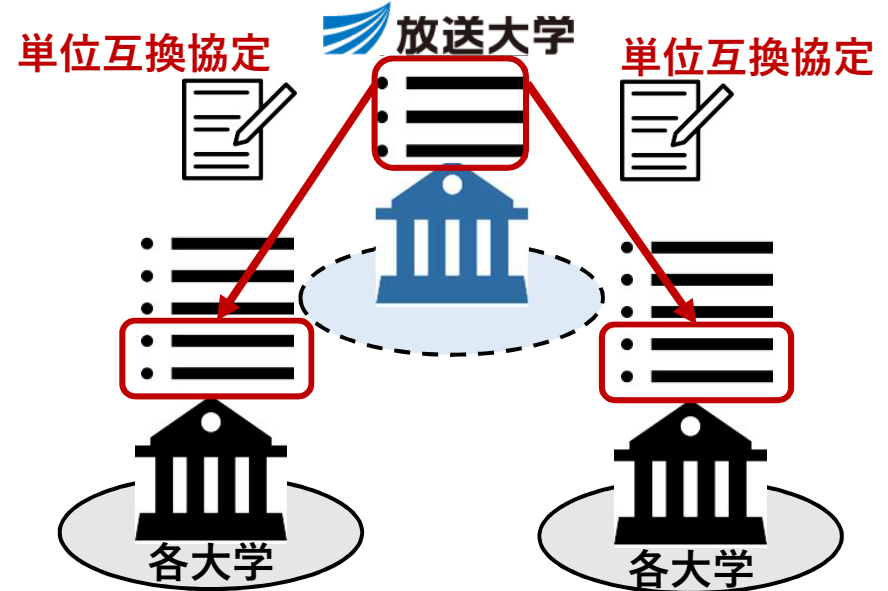
【コンソーシアムや大学連合等マルチな関係における単位認定】

- “マルチの関係”による単位互換については、“バイの関係”の単位互換に準じて、コンソーシアムや大学連合の参加大学間であらかじめ協議を行った上で、**単位互換協定を締結し、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について事前に計画すべき**であることを明示すべきではないか。

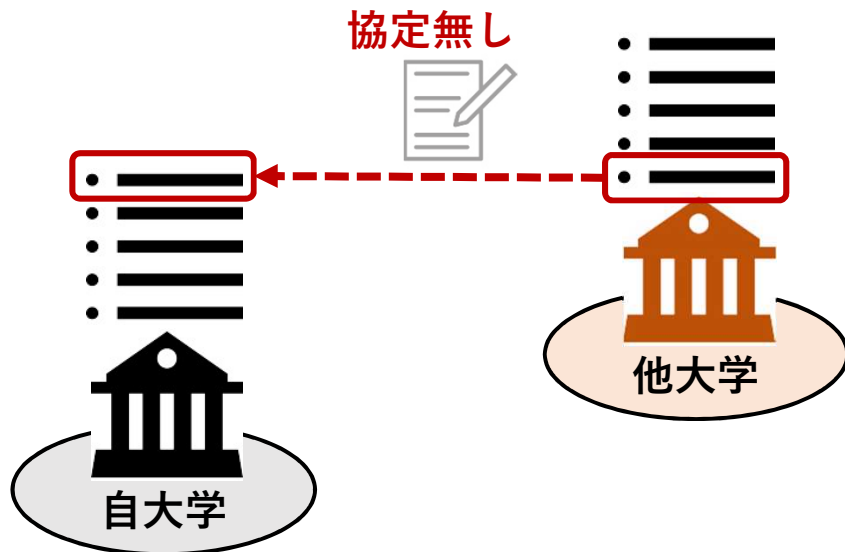
制度創設時に想定されていた“バイの関係”



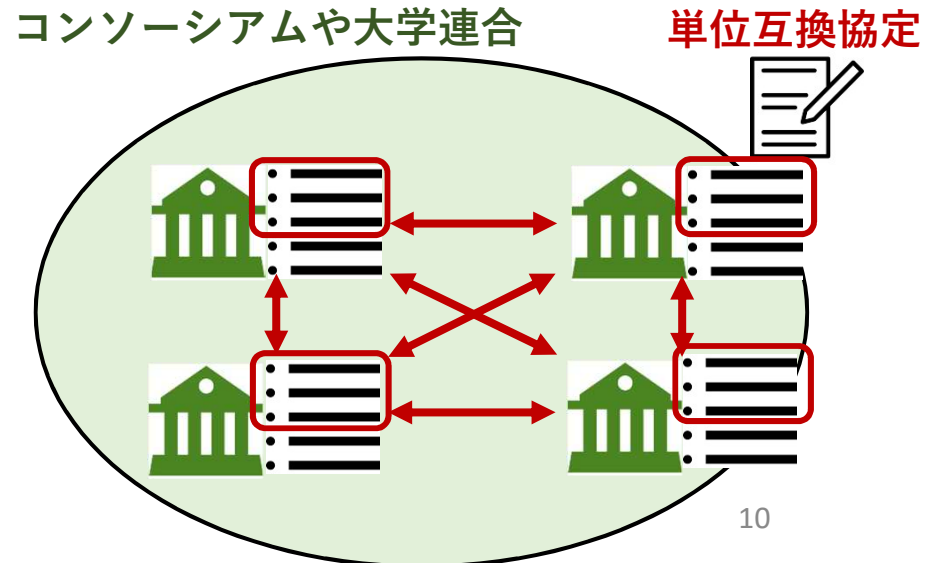
各大学と放送大学との“バイの関係”



協定の無い他大学との“バイの関係”



複数大学間の“マルチの関係”の単位互換



(5) 教育課程上の位置づけに応じた単位認定の基準と方法

- 他大学等において修得した単位の中で、どれを自大学の単位と認定できるかは、自大学のカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに照らして、体系的な教育課程に位置づけることができるかどうか判断基準となるが、個別具体の単位認定の可否判断は、各大学の教授会や教務委員会での審議により決定されるものであり、具体的な運用基準は示されていない。
- 具体的な運用基準を一律に示すことは困難であるが、大学設置基準第19条第1項では「必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とし、同基準第20条では「教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」としていることを踏まえた整理を行う。

(参考) 大学が自大学の授業科目の他に、単位認定の対象とできる単位や学修

- ① 他の大学・短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第28条第1項)
- ② 外国の大学・短期大学への留学、それらの通信教育、外国大学・短期大学日本校での学修(大学設置基準第28条第2項)
- ③ 大学以外の教育施設等における学修(大学・短大の専攻科、省庁大学校、法律に基づく講習等における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの)(大学設置基準第29条第1項)
- ④ 入学前に大学・短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第30条第1項)
- ⑤ 入学前の大学以外の教育施設等における学修(③に同じ)(大学設置基準第30条第2項)

○ 単位認定しようとする他大学の授業科目については、自大学の学位プログラム毎のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに即したものであることが前提として、下記のとおり。

✓ 必修科目(修得が義務付けられる科目)

自大学のとされている授業科目を履修したものと見なして単位認定する場合には、卒業に必要な要件が実質的に欠けることを避けるため、他大学の授業科目の内容・水準が自大学の授業科目との**一対一の対応関係がある場合に限り認定**すべきである。

✓ 選択科目(特定の科目の中から選んで修得することが義務付けられる科目)

各大学のカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーや教育課程での位置づけなどを踏まえて、事前に計画した範囲の単位互換であれば、予め指定された授業科目での単位について、自大学の選択科目の中から学生が選択して修得すべき単位として認定するといった、**ある程度柔軟な運用も許容**されると解釈しても良いのではないか。

✓ 自由科目(自由に選択できる科目)

学生が自由に履修できるものであるが、そのうち卒業要件として必要な科目については選択科目と同様の扱いとし、その他の科目については自大学の授業科目との**一対一の対応関係が無くても柔軟に認定しても良い**と解釈して良いのではないか。

【その他】

○ 教職の課程認定科目や指定養成施設の資格取得に必要な科目については、当該資格を管轄する組織によって基準が示されているので、それに従う必要がある。

○ 単位互換を行うにあたっては、大学の単位やそれに基づく学位の信頼性や通用性を損なうことのないよう内部質保証の体制整備に十分留意する必要がある。

(5) 教育課程上の位置づけに応じた単位認定の基準と方法 (イメージ)

※60単位を超えない範囲で単位互換が可能

	必修科目 (習得が義務付けられる科目)	選択科目 (特定の科目から選んで修得することが義務付けられる科目)	自由科目 (自由に選択できる科目)	
教育課程上の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要とされる科目 	<ul style="list-style-type: none"> 学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目 複数の選択肢の中から学生の選択により履修する科目 選択の自由は認められるが、一定範囲の単位の取得が卒業要件として必要とされる科目 	<ul style="list-style-type: none"> 必修科目、選択科目以外の全学開講科目や他学部の科目等から学生の選択により履修する科目 一定範囲の単位の取得が卒業要件として必要とされる科目 	<ul style="list-style-type: none"> 必修科目、選択科目以外の全学開講科目や他学部の科目等から学生の選択により履修する科目 卒業要件には必要ではない科目
単位互換における取扱 ※自大学の学位プログラム毎のCP・DPに即したものであることが前提。	<ul style="list-style-type: none"> 卒業に必要な要件が実質的に欠けることを避けるため、<u>内容・水準に相当程度同等性を確認し、自大学の授業科目との一対一の対応関係がある場合に限り認定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 他大学の授業科目が、<u>自大学の選択科目の選択の範囲内と見なせる程度の同等性がある場合には、自大学の授業科目との一対一の対応関係が無くても認定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 他大学の授業科目が、<u>自大学の自由科目の範囲内と見なせる程度の同等性がある場合には、自大学の授業科目との一対一の対応関係が無くても認定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>自大学の授業科目との一対一の対応関係が無くても認定</u>

(6) 単位互換と「自ら開設」の原則との関係

【原則】

- 大学設置基準第19条第1項の「必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」との規定は、平成19年の通知で示されているとおり、大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設すべきものであることを明確化する趣旨である。
- 従って、大学には自大学の授業のみによって卒業要件を満たすことが出来るよう授業科目を開設することが求められており、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させるような取扱いは許されない。また、通常必要とされる授業科目を開設することとは、必要最小限(124単位分)の授業科目を開設すればよいと言う意味では無く、大学設置基準第19条第2項に「(…)学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵かん 養するよう適切に配慮しなければならない。」とあることを踏まえ、教育内容の豊富化や多様な学修ニーズの対応し、学生の選択の幅を確保できるだけの授業科目を開設する必要があることに留意が必要。
- 他方、本原則は各大学が開講する独自性の高い科目を含む学生が受講する全ての科目を大学が自ら開設することまでを求めるものではなく、教育の豊富化等の観点から今般の運用を行うことについては「自ら開設」の原則に抵触するものではない。

(7) その他の論点

【共同授業科目】

- コンソーシアムや大学連合として実施している合同授業科目のような運用の是非については、
 - ✓ 授業科目を開設し、単位授与を行うことができるのはあくまでも大学であり、法人格の有無にかかわらず、**コンソーシアムや大学連合として授業科目を開設することは出来ないこと**、
 - ✓ 当該授業の開設主体の特定されない、担当専任教員の所属が不明確、成績評価主体が不明確などといった教学上の責任関係が不明確なものは不適切であること、
- から「自ら開設」に該当せず一般的には不適切。
- 他方、今後、大学間の連携統合を促進する方策として、大学等連携推進法人(仮称)制度の創設などが検討されている。
 - 大学等連携推進法人等による合同授業科目のような運用については、参画する大学による教学管理体制の整備の在り方とあわせて検討していく必要があるのではないか。

○ 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（授業科目の担当）

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 （略）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 （略）

（教育課程の編成方法）

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 （略）

- 大学設置基準の一部を改正する省令の制定について（次官通達）（昭和47年文大大第266号）（抄）
- 二 国内の大学相互間における単位の修得の取扱い
- (1)・(2) (略)
- (3) 今回の措置は、学生が他の大学において授業科目を履修することが教育上有益であると大学が判断した場合に実施するものであり、そのような教育上の配慮なしに実施したり、あるいは、学部、学科等において通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学の授業科目をもって代替させるような取扱いを容認しようとするものではないこと。
- (4) 大学は、実施にあたっては、あらかじめ当該他大学との間に、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとすること。
- (5) 今回の措置は、学生の卒業要件にかかわる事項でもあるので、大学は、実施にあたってはあらかじめ、学則等学内諸規程において、具体的な実施方法等について規定することが必要であること。（学校教育法施行規則第4条第1項参照）
- (6) 学生の他の大学での履修にかかる単位の修得の認定を行なうにあたっては、大学は、当該他大学において認定された単位について、大学間の協議の定めるところにより、認定するものとすること。
- (7)・(8) (略)

○ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（局長通知）（平成19年文科高第281号）（抄）

第一 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）

(2) 留意事項

三 授業科目の開設に関する事項

大学設置基準第19条第1項は、大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨であること。ここでいう「必要な授業科目」とは、各大学が定める卒業の要件を満たす単位数に算入することのできる授業科目を想定していること。

ただし、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することも認められるものであること。なお、このような授業を行う場合には、例えば、

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

単位互換制度等の経緯について

昭和46年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：30単位まで（卒業要件である124単位の概ね4分の1）
 修士課程：10単位まで（修了要件である30単位の3分の1）
 博士課程：20単位まで（修了要件である50単位の2.5分の1）

○特に学問の専門分化の度合いの高い大学院において単位互換の要請が強いと考えられた。

昭和49年
大学院設置基準
制定

【単位互換】修士・博士課程：10単位まで（修了要件である30単位の3分の1）

○博士課程はその目的性格からみて、教育研究指導の在り方を単位制度で強く制約することが必ずしも適当でないとの観点から、博士課程の修了に必要な所要単位数は50単位から30単位に改められた。

○併せて、他大学院における学修の単位認定の上限も、10単位までと改められた。

昭和54年
大学局長通知

【既修得単位】

学部段階：他大学における入学前既修得単位を30単位を上限として認定可能となった。

昭和57年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：大学に加え、短期大学における学修も大学において認定可能となった。

昭和57年
大学局長通知

【既修得単位】学部段階：大学に加え、短期大学における学修も大学において認定可能となった。

平成3年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：大学以外の教育施設等における学習成果が単位認定の対象となった。

【既修得単位】

学部段階：大学設置基準として、入学前既修得単位を30単位を上限として認定可能である旨規定した。

平成5年
大学院設置基準
改正

【既修得単位】

修士・博士課程：他大学における入学前既修得単位を10単位を上限として認定可能となった。

○生涯学習社会の進展、技術革新の加速化等を背景として社会人の再教育など大学院に対する要請の一層の高まりに応えるため。

平成11年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：30単位まで

【入学前既修得単位】学部段階：30単位まで

⇨ 学部段階：合わせて60単位までに改正

○学生の選択の幅を広げ、国内及び海外の大学間のより一層の連携・交流を可能とする観点